

## 八王子市犯罪被害者等支援連絡会設置要綱

### (目的)

第1条 犯罪被害者等支援を行ううえで、市内の関係所管における円滑な連携を図るため、犯罪被害者等支援関係所管による八王子市犯罪被害者等支援連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 連絡会は次の事項を所掌する。

- (1) 犯罪被害者等支援の各種情報提供
- (2) 犯罪被害者等支援の通知等の情報提供
- (3) 所管が取り組む犯罪被害者等支援事業の情報提供
- (4) その他

### (委員)

第3条 連絡会の委員は、以下の所管の主査とする。

総務部総務課、生活安全部防犯課、市民活動推進部男女共同参画課、福祉部生活自立支援課、子ども家庭部子ども家庭支援センター、まちなみ整備部住宅政策課、学校教育部教育指導課

### (委員長等)

第4条 連絡会に委員長1人を置き、総務課主査をもって充てる。

2 連絡会に副委員長1人を置き、防犯課主査をもって充てる。

### (会議)

第5条 連絡会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 連絡会の庶務は、総務部総務課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成22年6月1日より施行する。

この要綱は、平成25年12月1日より施行する。

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。